

たときは、その許可を取り消し又は条件を変更することができる。

4 公安委員会は、第一項の規定により不許可の処分をしたとき、又は前項の規定により許可を取り消したときは、その旨を詳細な理由をつけて、すみやかに市議会に報告しなければならない。

第四条 警察長は、第一条の規定、第二条の規定による記載事項、前条第一項但し書の規定による条件又は同条第三項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の参加者に対して、公共の秩序を保持するため、警告を発しその行為を制止しその他の違反行為を是正するにつき必要な限度において所要の処置をとることができる。

第五条 第二条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者、及び第一条の規定、第二条の規定による記載事項、第三条第一項但し書の規定による条件又は同条第三項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又はせんだう者は、これを一年以下の懲役若しくは禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

第六条 この条例の各規定は、第一条に定めた集会、集団行進又は

集団示威運動以外に集会を行ふ権利を禁止し、若しくは制限し、又は集会、政治運動を監督し若しくはブラカード、出版物その他の文書図画を検閲する権限を公安委員会、警察官、警察吏員、警察職員又はその他の市吏員若しくは職員に与えるものと解釈してはならない。

第七条 この条例の各規定は、公務員の選挙に関する法律に矛盾し、又は選挙運動中における政治集会若しくは演説の事前の届出を必要ならしめるものと解釈してはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(川崎市役所「市例規関係書類中」(昭和二十五年)川崎市役所蔵)

第二章 地方行政改革

第一節 県行政

一〇 地方制度改正にともなう公民啓発運動に関する

件通知

内務省発地第二六〇号
昭和二十一年十月二日

神奈川県知事殿

内務次官

地方制度改正に伴う公民啓発運動について

第2章 地方行政改革

近く公布施行せられる地方制度関係改正法令は地方自治行政の一段の伸展を策し、改正憲法の実施と共に我国の民主主義化を実現せんとするものであつてその内容も地方自治団体首長の直接選挙、選挙権及被選挙権の拡張、自治行政への住民の直接参加等極めて多岐に亘り我国地方自治制度創設以来の根本的改正である。従つて之が円滑なる施行を確立する為には右法令の施行を直接担当する官公吏等の努力のみでは不充分であつて、全国民が今回の地方制度改正の趣旨を充分理解し、此の精神に基く積極的な協力がなければ、所期の目的を達し得ないから、左記事項留意の上所期の効果を挙ぐるに遺憾なきを期せられたい。

記

- 一 地方制度改正の趣旨を国民各層に充分徹底せしめること
- 二 今回の改正の内容が国民の政治的教養の向上に期待するところの大きいのに鑑み、差当り選挙終了後も絶えず国民の政治的教養向上の方途を講ずること
- 三 本運動は出来得る限り官製の運動であるやうな印象を与へないやう留意しその実施に当つては民間団体、民間有識者、言論報道機関等国民各層の積極的な活動を慫慂して之に対して必要な援助を与へること
- 四 地方制度改正の実施と共に改正憲法に関してもその啓発宣伝が行はれる筈であるから之と本運動との一体的関係を保持すること
- 五 選挙に際しては投票の尊重すべき所以を明にすると共に新に選挙権者となるべき者に対する政治教育に付て特段の努力を払ふこと
- 六 今冬より明春にかけては各種の選挙が連続的に実施せられることとなるであらうから予め選挙権者に其の各々の選挙の意義を徹底せしめると共に此等の選挙に関しての公民啓発運動はこれを計画的に行ふこと
- 七 選挙に関しての啓発運動は選挙期日前尠くも十日以前には一応

打切り選挙運動の妨害をしないこと 但しパンフレットの配布や

ポスターの貼付等は選挙直前に及ぶも妨げない

八 運動実施の爲中央に於て行ふべき事項は客年十二月十二日発地

第三一号内務、文部兩次官及情報局次長通牒に準じて行ふ予定

であるから地方に於ても右通牒に準じ創意工夫を凝らし地方の実

情に適した事項を実施すること

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

一九二 公務員の集団欠勤に関する警告書

二十二中総収第一三七三五号

昭和二十二年十一月十四日

中地方事務所長

各町村長殿

官公庁従業員に対する警告書について

標記について政府は十月二十二日別紙の通り官公庁従業員に対する

警告書を発表し現状勢下に対処する官公庁従業員の心構へを強く要

望し業務の円滑なる遂行を期してゐるので市町村に於ても右警告書

の趣旨を徹底せられると共に業務遂行上遺憾なきやうせられたく念

のため通知する。

(別紙)

内第二、九九〇号

昭和二十二年十一月一日

内務次官

神奈川県知事殿

官公庁従業員に対する警告書について

政府に於いては十月二十二日別紙の通り官公庁従業員に対する警告

書を発表し現状勢下に対処する官公庁従業員の心構へを強く要望し

業務の円滑なる遂行を期してゐるから本警告書の趣旨を貴庁部内に

徹底するやう特に御配慮ありたい。

管下町村へも可然御伝達願ひたい。

官公庁従業員に対する警告書

一 官公庁労働組合員の一部が生活困難に名をかり集团的に欠勤し

業務の円滑なる遂行に多大の支障を及ぼすものゝあることは誠に

遺憾に堪へない。官公吏の集团的欠勤は官紀を紊乱し経済再建を

妨害するのみならず国民生活に与へる影響の重大性よりしても法

規に照らして嚴重に処断する方針である。

二 最近一部の組合員が集团的欠勤をなしこれを以つて争議行為に

あらづと弁明してゐるが組合側の要求貫徹を支援せんとするもの

であつて争議行為と断定せざるを得ない。特にかゝる戦術的的行為

は組合本部の指令に基かない。いわゆるワイルドキャットストラ

イキ(山猫争議)と称さるべき極めて悪質なる争議行為である。

従つてかゝる不当なる行為者に対しては当然給料の差引をなすのは勿論情勢によつてはその欠勤者並に共謀者に対しては業務妨害又は関係事業法違反等によつて断乎処分する方針である。

三 然しながら組員中には右の事情をわきまへない者又は労働組合運動本来の使命を理解せず一部分子の言動に盲従してゐるものゝあることを認め今日までの者は一応寛容なる処置に止める方針である。

四 官公庁労働組合の要求については目下中央労働委員会に於いて調停手続中でありその公正なる裁断のために政府、組合側共に誠意を尽くして平和的解決に努力すべきである。特に労働組合側に於ては官公吏の国民に対する職責の重大なるに鑑み冷静なる態度を保持し規律ある統制下に行動すべきである。かくてこそ健全なる労働組合の発達が期待されるのである。中央労働委員会の調停進行と共に一部に於いては諸種の戦術的行為が考慮されてゐると伝へられてゐるが政府は今後これらの行為に対して断乎たる態度を以つて臨むことを警告しその猛省を促すものである。

(大山町役場「庶務書類」(昭和二十一年)伊勢原市役所蔵)

一九三 自治体警察署警察官募集の件通知

二十二警秘発第三五八号の内

昭和二十二年十二月二十四日

神奈川県警察部長

県下各市町村長殿

拜啓厳寒の砌り益々御健勝の段御同慶の次第であります。就而御承知の通り先般警察法が公布されて警察制度が改正となり国家地方警察と自治体警察とに分れることゝなりますので、それに要する警察官二、六四二名を本県に於て来年四月末日迄に採用せねばならぬことゝ相成りましたのであります。その新規採用者の殆んど全部が自治体警察に配置される予定でありまして連合軍の指令もあり万難を排して絶対確保せねばならぬので左の点につき特段の御協力を御願ひ申し上げます。

一 市役所、区役所、町村役場に別添の立看板を掲示されたい

二 横浜市におきましては特に市電外部に警察官大募集の看板をお願ひしたい

三 本籍照会が各区役所、町村に行きましたら迅速に御回答下さる様関係者に御指示願ひたい

四 各種各様の集会、その他の機会に警察官を志願する様御勧誘をお願ひしたい

〔別添〕

拜啓

今年も最早数日に押し詰り公私共に御忙しいこととせう。

今次警察制度改革に伴ひ本県に於ても二千六百四十二人の警察官を緊急増員し明年四月末日迄に採用を完了し、同年六月末日迄に教養訓練をして治安維持の態勢強化を図るため改組に伴ふ要員に充つることにりました。

御承知の通り御互の町村は御互が護ることです。治安が乱れて平和日本の建設はありません。

当署に於ても今回の大増員に対し四十五名の責任割当があり全署員を動員して募集に当つて居りますが何卒御協力下され。人の生命財産の保護のため愛郷の精神に燃ゆる前途有望の青年を奮つて御推薦下さる様左記御了承の上御願申上ます。

昭和二十二年十二月二十四日

藤井伊勢原警察署長

町村長殿
青年団長殿

左記

一 応募資格

1 年齢 二十歳以上三十歳未満但し優秀なる者は三十歳以上の

者も採用す

2 学力 中等学校卒業程度なるも学歴問はず

3 体格 身長五尺二寸以上 体重十三貫以上

4 条件 品行方正、身体強健、思想堅実、身許確実なるもの

二 試験

毎日午前九時より伊勢原警察署で行つて居ります

その他

いろいろの特典がありますから詳細は御問合せ下さい

(成瀬村役場「庶務書類」(昭和二十三年)伊勢原市役所蔵)

一九三 神奈川県自治体警察署設置町村および町村長名

神奈川県自治警察署設置町村及町村長名

自治警察設置町村名	署定員	町村長名
三浦郡葉山町	一九	亀井辰雄
全三崎町	二〇	松崎定治
高座郡寒川町	一二	真田喜一
全相模原町	八三	小林与次右エ門
全大和町	一四	山口薫
全波谷町	一一	石井正雄
全郡大磯町二宮町	一九	橋本実斐
全伊勢原町	一〇	坂間佐一
全秦野町	一八	中村新吉
全南秦野町	一〇	上村重昌
全足柄上郡松田町	一一	中村喜三

全	南	八	全	湯
全	北	一三	全	川
全	山	七	全	定
全	足	二	全	雄
全	柄	七	全	小
全	下	一	全	菅
全	郡	二	全	正
全	厚	七	全	文
全	真	一	全	間
全	鶴	二	全	島
全	木	七	全	源
全	町	四	全	太
全	町	一	全	郎
全	町	四	全	清
全	町	一	全	足
全	町	四	全	立
全	町	一	全	原
全	町	四	全	永
全	町	一	全	助

(座間町役場「警察に関する綴」(昭和二十三年) 座間市教育委員会蔵)

一四 神奈川県自治体警察町村連絡協議会規約

神奈川県自治体警察町村連絡協議会規約按

第一条 本会は、神奈川県自治体警察町村連絡協議会と称し、県下自治体警察設置の町村長を以て組織する。

第二条 本会は、事務所を神奈川県町村会事務局に置く。

第三条 本会は、自治体警察に関する相互の連絡協調を図るを以て目的とする。

第四条 本会は、前条の目的を達成するため左の事項を実施する。

一 自治体警察に関する研究

二 自治体警察相互の連絡調整

三 その他目的達成上必要な事項

第五条 本会の会議は、総会会長に於て必要と認められた場合に之を開く。

第六条 会議に於ける議長の職務は会長がこれを行ふ。会長事故ある場合は副会長がその職務を代理し、会長、副会長ともに事故あるときは出席者中より仮議長を選挙し、その者をして議長の職務を行わせる。

第七条 本会に、会長一名、副会長一名、幹事一名を置く。会長、副会長は総会に於て会員中よりこれを互選する。

幹事は神奈川県町村会事務局長を以てこれに充てる。

会長、副会長の任期は二年とする。

第八条 本会に顧問及び相談役を置くことが出来る。顧問及び相談

役は会長の推薦により総会の決議を経てこれを委嘱する。

第九条 本会に必要な経費は、会費及び補助金、寄附金その他の

収入を以てこれを支弁する。

第十条 この規約は、総会の議決を経なければ変更することができ

ない。

第十一条 この規約に規定せざる事項は、総会の議決を経なければならぬ。

(附則) この規約は昭和二十三年 月 日からこれを施行する。

(座間町役場「警察に関する綴」(昭和二十三年) 座間市教育委員会蔵)

一五 自治体警察町村連絡協議会(仮称) 発足

打合会の件通知

拜啓秋晴快適の候となりました。各位には愈々御清勝に亘らせられ公務に忙殺され居ること々存じます。

陳者先般自治警察署の設置となりその運営に当り各独自の立場に於て運営され他の自治警察町村との連絡に欠如致し何にかと不便を感じて居る次第で御座いますが此の点について他の府県でも不便を感じ連絡調整の爲め自治警察町村連絡協議会とか聯盟とか結成致して相互の連絡協調を図つて居る向もあり本県内にも結成の必要な話しを仄聞致して居るような次第であります。

ついでには本県内の自治警察町村の連絡協議会(仮称)設置について各位と御相談致したいと存じ僭越ではありますが左記により御打合せ致し御意見拜聴の上善処致し度く此の段御案内申上ぐる次第で万障御差繰り合せ御出席下さるよう御願ひ致します。

記

一 日時 昭和二十三年十月十三日 午後一時

二 場所 県庁第三議員控室

昭和二十三年十月五日

高座郡座間町長殿

三浦郡三崎町長 杉崎 定治
高座郡相模原町長 小林与次右エ門
中郡大磯町長 橋 本 実 斐

(座間町役場「警察に関する綴」(昭和二十三年)座間市教育委員会蔵)

一六 自治体警察事務再配分に関する意見書提

出依頼の件および中郡伊勢原町の所見

昭和二十六年一月十二日

神奈川県自治体警察町村連合会

会長 小林与次右エ門(印)

伊勢原町長殿

意見書提出依頼の件

今回全国町村会より別紙の如き自治体警察に関する意見書提出方依頼がありましたので御記入の上本会まで御届け下されたく御願ひ申し上げます。

(別紙)

昭和二十五年十二月二十日

全国町村会会長 白鳥義三郎

(A) 町村に存置又は修正して

1 次察町 町の事務 の通務 を警	(三)設置していない町村 に組合を設ける案		(二)設置人口基準を上げる案		
	互(四) 合を案 間町 設に村 け組相	案をれ町に市(イ) 設と村しを中 け組がて中 る合と心都	と記内(るに上(ロ) 入に右案設のし人 の適括置町万口 こ宜孤す村以	置町万(イ) す村以入 るに上口 案設の一	
	可	可	㊦	可	
	㊦	㊦	否	㊦	
支府 へ不 ない に 移 讓 す る 場 合 現 行 通 り で 差		弱中 体小 で都 賛市 同の で組 可合 ない体 では 前 程 の 如 く			困そ方自 難の法国治警 の他は家警察 治機請察にお 安動ぜ察は各 的らと各い 的の的の地 維にれのは 持欠て各分 をけい々尚 保犯が連の しのが散 がたの た検罪 が査の のた

(伊勢原町役場「庶務書類」(昭和二十六年)伊勢原市役所蔵)

(C)その他の案	(B)移讓する案		(四)現行警察事務の内容を改 変して下の如くする案
こと (適宜記入の こと)	す(因 府案 県に 移讓	る(五) 国に 移讓す	
	可	可	助町務(務法の3取れ政通衛2締違及例 す村にと)又は警一右締に及等生保事反びの 事の対しのはは察般以事件びの、安務のそ執 務補しこ事府国事司外務うこ行交、取の行
	㊦	㊦	可
			㊦
	す(因 府案 県に 移讓 す る こ と) 。別 に 組 織 せ ら る こ と を 考 慮		
	決(流 すも るそ も の 大 体 解 の 交	府 場 合 に 移 讓 す	

一七 高座郡座間町警察職員の宣誓 教育訓練

礼式および服装に関する規則

座間町規則第四号

座間町警察職員の宣誓、教育訓練、礼式及び服制に関する規則

警察法第五十条の第二項に基き座間町警察職員の宣誓、教育訓練、礼式及び服制に関する規則を次の通り定める。

第一条 座間町警察職員の宣誓、教育訓練、礼式及び服制に関しては当分の間この規則に定めあるを除く外なお神奈川県例による。

第二条 座間町警察職員はその任命後、警察長は公安委員会の面前において、その他の職員は警察長の面前において次の宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。

宣誓書

私は日本国憲法及び法律を忠実に擁護し命令条例及び規則を遵守し、その組織又は綱領が警察職務に優先してそれに従ふべきことを要求する団体に加入せず何ものにも捉らわれず何ものをも恐れず何ものも憎まず良心のみに従つて公正に警察職務の遂行に当ることを厳粛に誓ひます。

昭和 年 月 日

第三条 警察吏員の服制には左図に示す標章一箇を左腕上部に附す

るものとする。

階級 氏 名 印



附則 この規則は昭和二十四年一月十日よりこれを施行する。
(座間町役場「警察に関する綴」(昭和二十三年)座間市教育委員会蔵)

一八 高座郡座間町自治体警察廃止の件報告

高座発第一、一八〇号

昭和二十六年九月七日

高座郡座間町長 稻垣俊夫(印)

神奈川県国家地方警察隊長

山本幸雄殿

座間町自治体警察を維持しないことの報告について

昭和二十六年九月五日執行の座間町自治体警察維持に関する住民投票の結果は次の通りであり警察法第四十条の三第五項により座間町

自治体警察を維持しないことに決定しましたので同条第六項の規定により九月六日附内閣総理大臣宛報告いたしましたから報告いたします。

記

- 一 投票総数 二、五三一票
- 一 有効投票 二、四八九票
- 賛成 二、〇一二票
- 反対 四七七票
- 無効投票 四二票

(座間町役場「警察に関する綴」(昭和二十三年)座間市教育委員会蔵)

一九 中郡伊勢原町自治体警察廃止の件決定

伊勢原町報(回覧)

昭和二十六年九月二十五日

伊勢原町役場

町民各位

◎伊勢原町の警察廃止決定について

去る十五日執行致しました伊勢原町の警察維持に関する住民投票の結果は次のとおりであり、警察の廃止が決定されました。

これにより警察維持に関する責任の転移は十月一日に行われます。

- 投票総数 一、九七八票
- 有効投票 一、九四九票
- 賛成一、六四六票
- 廃止に
反対 三〇三票
- 無効投票 二九票

(伊勢原町役場「庶務書類」(昭和二十六年)伊勢原市役所蔵)

二〇〇 政府 自治体の広報活動に関する原則

昭和二十五年二月二十八日

神奈川県広報文書課長(印)

比々多村長殿

政府、自治体の広報活動の適当な範囲について

標記のことについて二月二十四日来県した関東地方民事本部民間報道部副部長バーグ氏から別紙のとおり民主主義における政府の広報活動の一般原則が提示されました。

なお、原則は市町村及びあらゆる報道機関を通じて一般に徹底するよう強く要望があつたのでお知らせします。

(別紙)

政府、自治体の広報活動の適当な範囲について

政府、自治体の広報活動の適当な範囲については広報活動担当者の知識が非常に不充分である。根本的にして、原則的な方針を充分に理解していないから、たえず間違つた非民主的な政策と行動が発生する。従つて、特に日本に関して、民主的な政府、自治体の広報活動に関する数箇条の指導的な一般的な原理がここに提議される。

一 政府、自治体の広報は論争□□□□ないことに限らるべきものである。

論争における党派心、煽動を事とすることは民主的な政府、自治体の広報には入る余地がない。

民主的な政府、自治体の職員は県市町村民の全体の公僕である。

されば県、市、町、村民を分裂させるような見解を支持するか、反対してはならない。客観性と偏頗なきことは民主的な広報活動の礎石である。

二 政府、自治体の広報機関以外のものを押し除けるのではなく、補助するのが政府、自治体の広報機能である。

されば私設の広報機関を通じて、充分な広報配布のあるものは、これらの機関の領域にそのまままかして置くべきものであり、しかも、私設広報機関と競争することを企図すべきではない。

たとえば新聞の如き広報機関が官公吏に充分な満足を与えぬ見地に立つて、政府、自治体のニュースを取扱うからというて、他に競争すべき機関を設ける根拠とはならない。新聞の自由という民主的な組織の下においては事実を提供し、声を大にして自由に解釈し、批判を加えることが私設広報機関である新聞の特権である。

しかしながら社会に、広範囲にわたつて強力な関心のある事項でありながら、私設広報機関が興味が薄いか又少しも関心を持たない広報素材が沢山ある。

普通私設広報機関が取扱わないことは商業的に利益がないからである。

ここに政府、自治体の広報が大変に価値ある役割を果し得るのである。

三 政府、自治体の広報担当者が、新聞、市民団体、その他、かゝる広報を要求している人々に、政府、地方自治体の施策と関連する事柄についての充分な、正確なそして客観的な広報を用意しなければならぬ。広報に色彩を施し、ごまかして抑制するような企てがあつてはならない。

民主的な国家の市民は、市民の名の下に運営される行政施策にお

いて完全に事実を知る権利がある。

四 いかなる場合においても、広報機関そのもの、広報取扱の態度さえも抑制することを官公吏が企てゝはならない。官公吏は最早、日本には全体主義の最も賤しむべき悪い点である思想統制は断じて禁ぜられてゐることを忘れてはならない。

五 政府、自治体の広報担当者は広報の地方分権といふ言葉をよく知つてゐるが、実際の操作に関しては、一般的にいつて充分な意義を把握できないことが多い。

県の広報担当者はたえず、中央政府の指導を求めて、政府の仕事のできるだけあらゆる点において実行しようと努力している。かくして、地方自治体の官公吏は自らに与えられた権利と義務を自ら進んで放棄してゐる。

地方庁の官公吏が求むべき適切な政策は地方がどんな広報を必要とし、又欲求するかを決定するに際して、地方事情をよく研究しなければならない。なお広報実施計画がこれらの必要と欲求に添うように作らなければならない。

この計画が作られてから、若しも中央政府からの広報資料のある部分の必要をみだし、地方自治体の計画の一部であることがたまに発見されたならば、それからその資料を利用すべきである。

上級官庁の対象や計画が勘定に入れらるべきでなく、地方民の必要と欲求が勘定に入れられなければならない。このような方向を追い求めなければ地方民が官公吏に与えた信頼を裏切るに至るのみでなく、伝統的な全体主義的情報型に逆行する傾向になる。いうまでもなく、上述の民主主義の原則は中央及び地方庁の関係に適用されるのみならず、他の自治体との間にも適用されるものである。

六 最も大切なことは地方庁の広報活動並びに政策が地方自治体のために有力な政治的支持を克ち得んがために、大衆への宣伝並びにそれに類似する企てをしてはならない。

若し政治的な含みで自治体の広報活動がなされればこれは多分許せらるべき根拠からの不埒な行動である。しかしながらこのことは日本の政府、自治体の広報政策と行動に多いのである。

広報活動に関係してゐる公務員は直ちに自己批判をし、政治的支持を克ち得るために大衆に宣伝並びにそれに類似せる何ものをも完全に避けなければならない。

政府、自治体の広報の目的は官僚の利己的な利益をあげるためではなく、必要にして有用な広報を提供して、大衆に奉仕するものであらねばならない。上記の宣伝の型は全く非民主的、全体主義的

であつて公金の濫費である。

(比々多村役場「庶務書類」(昭和二十五年)伊勢原市役所蔵)

三〇一 神奈川県下の地方自治に対する世論調査

等結果調

(表紙)

神奈川県下

自治新報 第八号

総務部地方課

「自治新報」は県下市町村相互の緊密な連絡を計り、地方自治に関する資料、統計、情報、研究などを掲載し、自治行財政の運営と発展に資せんとするものであります。

一 地方自治に対する世論調査の結果について

二 自治体警察維持についての住民投票結果

三 統計編

1 都道府県別人口最多町村及最少町村調

2 地方公共団体の長及び議員の党派別調

四 地方自治法関係実例

(さきに配布の実例集に加えて下さい。引続き自治新報で送付

いたします。)

一 地方自治に対する世論調査の結果について

地方自治法が施行されて早くも四年有余の歳月が経ち、今地方自治は色々の面で転換期に入つたのではないだろうか。

ふり返つて見ると種々の問題を孕んで漸く世人の批判も高まつて来ているようである。

地方自治法制定以来の経過を辿つてみると次のように見られるのではなからうか。

昭和二十三年頃は地方制度が樹立され、これが確立のための混乱の時代であり、将来の見通しもはつきり把めなかつた時代である。昭和二十四年昭和二十五年初めまでは制度に伴う地方自治の質的変化と地方公共団体の併列化及び中央の後見的監督権の排除に伴つて行政の総合性と地方公共団体の協調的調整が取れず混乱した動揺期ともいえる。

昭和二十五年の終りから本年に入り講和後の自立を目安として地方自治がいかにあるべきか整理期反省期に入つたのである。

地方自治をますます確立伸張しようとする動きと、地方自治の行財政の現実からしてこれを批判し、不信を標ぼうする声もあるのである。この期において我々地方自治に関係するものはどうあるべき

か。

地方自治は終戦以来新しい民主主義の線にそつた行き方であるとはいへ、我国に根を持たない浅いものではない。漸くその華がさかんとしているのである。制度の面でも警察法、教委法の制定、更に財政の裏付としての地方税制の改革、地方財政平衡交付金法の制定等強化、確立の措置が執られ、確かに行政の面でも六・三制の教育、社会福祉、環境衛生、農地改革、土地改良等の問題は何れも躍進し、新しい特色を築きあげた。

しかしそれにもかゝらず、この四年間に眞の地方自治が確立されたといえない。制度の上にもまだくゞいろくゞな問題が残つてゐる。地方公共団体がほんとうに自主的に地方の民意によつて処理できる仕事の範囲が著しく限られていることが問題の一、また地方の創意によつて新しい仕事をするだけ財政的な余裕がないことがその二である。

しかし問題は制度の上のみではない。地方自治はいゝかえれば住民の自治であるべきであるが、根本において住民にまだほんとうの自治意識がそなわつていないようである。住民を代表する地方議会の議員や、長にも新しい地方自治の本旨についての理解に欠けている点必しも少くないようである。これが問題の三である。

その他色々な問題があるであらうが、どうゆう所に問題があるのか、そしてそれをどうすればよいのか、我々お互いで反省してみなければならぬ。

過去の色々な経験を省み、育てるべきは育て、改めるべきは改めなければならぬ。地方自治の窮極の担い手は一般住民であり、住民の自覚にまつ部分が大きい以上、問題の解決は一般住民の積極的関与協力を求めることなしには考えられない。その意味において住民が地方自治についてどれだけ関心を示しているか、その態様を知ることが必要であらう。そこで本号では「地方自治に関する世論調査の結果」をお知らせして参考とする。

この調査は総理府国立世論調査所において「地方自治に対する住民の認識の態様を把握し、もつて今後の行政施策の参考」とするため

一般住民が地方自治をいかに認識し体得しているか

一般住民は地方自治に対しいかに批判し何を希望しているか

を調査の課題として市町村を対象とし層化無作為抽出の方法で満二十才以上の男女について行つたものである。

結果の概要

一 先づ市町村との結びつきがどの程度であらうか。

大きく見て

現在自己の生活に追われて、地方自治に限らず、凡そ社会的に關心を持つ余裕のないとみなされる人が約40%

部落或は国全体のことには一応關心を持つが市町村となると関心が薄いというものが約40%

自治的な面に限らず何らかの形で自分の住んでいる市町村をよくしたい、またはよくすることに協力したいというものも約40%という数字が表れる。

二 地方自治についても全然知らないというものは殆んど無かつた。

例えば首長の名前は90%が知っている。地方自治という言葉も50%のものは知っている。然しリコール制、終戦後の地方自治の變革を理解し、原則的にその意義を理解しているものは、恐らく10%前後に止まるようである。

三 自発的のものであるか或はある程度の義務感を伴つたものであるかはずきりしないが、自治体の運営に協力しようとする必要は80%前後のものが感じている。

少くとも選挙を通じてだけは協力しなければならぬし、また協力できるという気持はかなり強い。しかし更に立入つて積極的

に協力しようという気持を持つものは次第に減少し、選挙後も委せ切りではないと感じているもの約60%、行動の面で消極的にもそうしているもの40%、積極的にそうするというものは僅かに10%に満たない。

四 市町村当局、または一般住民に対してはつきりした批判力を持つものは少く15%程度である。現制度に矛盾、不便を感じているものは極く一部であり、何等かの面で漠然とした不満、反感を抱えているものは1/3前後に止まるようである。

調査の結果

一 地方自治について調査の程度

地方自治法施行から現在まで現制度の周知徹底は大きな仕事の一つとして努力されて来たが一般住民にどの程度まで浸透しているのであらうか。

○問 今こゝの村(市、町)長さんは何という方ですか

全然知らない	まあ知つている	計
11%	89%	100%

注 幾分あいまいなものは「何々さんでせう」「何々さんぢやないですか」又は「何々さんか、何々さんでせう」というように二者を対比させた場合等正しい姓や名のいずれ

かに言及したものはすべて含めた。

○問 あなた方の納めた税金が村(市、町)でどういう風に使は

れているか御存知ですか

村(市、町)の経費のことを大筋だけでも御存知ですか

全然知らない 現在多少知っている 現在よく知っている

53% 43% 4%

計 100%

○問 こゝの議会の議員の定数は何人ですか

知らない 大体知っている 正確に知っている

58% 24% 18% 100%

○問 地方自治という言葉をお聞きになつたことがありますか

聞いたことがない 聞いたことがある 計

46% 54% 100%

○問 リコールということを御存知ですか

全然知らない

名前だけは聞いたことがあるが意味はまるでわからない

リコールが村政監視の手段であることを漠然と知っている

(少くとも漠然とは知つていそうだ)

リコールが村政監視の手段の一つであることを知っている

60%

20%

16%

計

100%

4%

○「国」と村との関係についてお伺いしたいのですが、なるべく

多くの仕事を国が直接やる(処理したり監督したりする)のと

できるだけ村(市、町)に委せるのとどちらがよいですかとい

う質問に対し

事務再配分の問題ということがわからないもの

漠然と事務再配分の問題として答へたもの

明確に事務再配分の問題として答へたもの

計 100%

○村(市、町)民の住民自治の原則の自覚は今の程度でよいか

問 以前には一般の人達は、村の上に立つ人の云うことに従つ

て行けばよいという考え方がしたが、今では自分達の村(市、

町)は自分達自身の手で治めるといふ考え方に變つて来たとい

云いますが、どちらがよいと思いますか

わからない まだ足りない 現在でよい 行きすぎた

計 44% 40% 15% 1% 100%

○問 選挙の結果、誰が当選しても自分達の生活にとつて大した

変りはないという人もいますが、あなたはどのように思いますか

二 地方自治に協力する気持の有無

現在、地方自治運営の実情は必ずしも十分の成果をあげているとはいへがたい面があるといわれている。その原因の半ばは前項にも見受けられるように周知度の不足に帰せられ、更にさかのぼって制度、運営にも幾多の問題があるのであるが、何れにしても住民の無力という点を十分考えねばならない。この調査の結果から見れば少くとも観念的には76%のものが一部のものに委さず自分で手て治めるのが良いと思つてゐる。

自治体の首長は官選より選挙した方がよいとするものが84%ある。

然し府県知事については住民の選挙がよいとする者の%は61%に

生活との 関連あり	何となくあるような気がする	17%
	当然ある筈だとするもの	20%
	よくわかつてあるとするもの	9%
生活との 関連なし	選挙は公けのもので私ごとに 結びつけて考えてはいけない	38%
	当然ある筈だがそうなつていない	14%
	日本の現状ではあり得ないことだ	2%
計		100%

減る。

選挙後も自治体の仕事を一部の理事者に委せ切りにしておいてはいけないと思つてゐるもの、時には村(市、町)の財政状況を考へて見ないわけではないというもの、それら60%、自治体運営に協力して行かうとするものは数%にすぎない。

○自治体の運営に協力する気持

被支配者のつもりに	まかせない	まかせない(支配者に対する反抗、不信)	14%
	まかせない	まかせない(支配者に対する不信)	8%
その事を別に感じない	まかせない	まかせない(支配者に対する不信)	14%
	まかせない	まかせない(支配者に対する不信)	1%
	まかせない	まかせない(支配者に対する不信)	4%
	まかせない	まかせない(支配者に対する不信)	8%
計	まかせない	まかせない(支配者に対する不信)	100%
	まかせない	まかせない(支配者に対する不信)	7%
	まかせない	まかせない(支配者に対する不信)	37%

三 地方自治に対する希望と批判

常識的に予想されるように、当局に対し、あるいは住民に対して

はつきりとした批判を持つものは極く少く15%程度である。

この調査で批判、賛否を求めてもその明確な回答を述べ得るものは少ない。例えば一番関連の深い選挙についても、その当選人の質の問題にしても、議員の定数が多いか、少いかという点も意見はなし、或はそれに近いものが約半数を占めている。

然しながら、間接的にそれを見ると32%のものは現在たとえ良い人が選ばれていなくとも選挙はよいことだとしている。

首長選挙を直接、或は間接選挙の何れによるべきかでは間接の12%に対して71%が直接を支持しており、少くとも選挙制度については現制度に反対は少い。

財政の冗費についても85%のものが、それがあつてを指摘している。

事務再配分の問題にしても、良くは判らぬが仕事を村に移すことを支持するものが多い。

○当局に対する批判

問 この村(市、町)はいい村(市、町)ですか

(補助質問) 昔と比べてどうでしょうか

○この村(市、町)にお住みになつては何か困る不便のことはあ

りませんか

批判のあるもの 観察している 不満、苦情がある なし

計 100% 15% 40% 3% 42%

○現在の選挙でよい人が選ばれていますか

良い人が出 悪い人も 小教悪い 出ている わから
ない 人がいる 出ている ない 計

○議員定数が多いか少いか

わからない 多すぎる(財政上) 5% 45%

” ” (まとまらないから) 3% 67%

少なすぎる(衆知を集める) (数が多いと無能者が多くなる等) 14% 5%

” ” (その他理由なし) 3% 2%

○よい人が選ばれなくても選挙はよいことか

やはりよい あいまい 計

69% 31% 100%

○現在の村財政に無駄があると思うか

四 その他
 わからない 無駄があるという気がする 気がしない 計
 38% 35% 27% 100%

○村をよくしたいと思うか

村がよくなればよいという希望を持っているとは思えない

よくなればよいが、よくしたいとは思わない 24%
 よくしたいが何もできない 24%

自分は駄目である

よくするにはどうしたらよいかわからない

よくしたいが何もしない(他に仕事がある) 6%
 積極的に協力する 5%

積極的に協力する(先に立つて)

計 100% 7% 34% 5% 6%

○日常生活で村のことが話題になるか

ならない 村(市、町)政の問題 その他の問題 単なる噂
 42% 25% 27% 6%

計 100%

○国のこと、村のこと、部落のこのうち、どれが関心を持ち易

いか

少くとも(市、町)のことより国のことの方が考え易い

少くとも村(市、町)のことより部落(町内)のことの方が考

え易い 30%

国や部落よりはやはり先づ村(市、町)のことの方が考え易い

計 100% 12% 44%

不明

○国税と村税とどちらを先に納めるか

わからない、どちらも納める条件を述べたもの 29%

国税 39%

村税 32%

計 100%

○村(市、町)に対する態度

好意的 中立的 非友好的 計

56% 33% 11% 100%

○公聴会、説明会へ出たり掲示板を見たりすることはありませ

か

計 100%

出ない 出た 計

87% 13% 100%

○問 村(市、町)の経費のことを一般の村の人に知らせるには、
どうやって知らせたらよいと思えますか

わからない 22%

村 報 30%

回 覧 板 18%

説 明 会 (村の) 11%

” (部落の) 13%

” (特別の) 3%

掲 示 板 13%

そ の 他 5%

自治体警察維持に関する住民投票について

本年六月警察法の一部が改正されて、自治体警察の設置されている町村は住民投票によつてこれを維持しないこと及び廃止後再び維持することができるようになった。本県でも松田町の住民投票(九月一日)を皮切りに二ヶ町村が投票し寒川町(九月二十九日)を最後として一応の結末を告げた。すなはち逗子町、相模原町の二署

を除く一七署が国警に編入され新たな機構の下に発足したのである。

昭和二十二年警察法が制定された当時、さらにそれ以前から自治警設置については論議され批判されたが三年有半経つた今日、町村における大多数の自治警が廃止の運命に至つたことは関係町村はもとより少くとも地方自治確立に関心をもつ者としてもう一度反省してみる必要があるのではなからうか。警察法制定の目的は「国民のために人間の自由の理想を保障する日本国憲法の精神に従い、又地方自治の真義を推進する観点から……」というにあつた。

地方自治確立のために発足した制度が種々の見地から、とりわけ財政的基盤の貧弱から今日の事態にたち至つたことを思ふと地方自治確立の困難さを痛感せざるをえない。

勿論その他小自治警の装備力や能力の貧弱、人事管理、能率の問題、ポストの結託や介入による腐敗、国警と自治警との連絡協調の不円滑等指摘された問題も少くないが、国際情勢の変化に伴う国内治安維持の強化、町村財政危機の深刻化という二点から改正が要望された。しかしながら存廃を決するに当つては「真に町村民の自由な自発的判断による」べきことは当然である。

町村財政上の理由についても平衡交付金制度中警察費に関する基

自治体警察維持に関する住民投票の選挙結果一覧表

(26. 10. 1 作成)

町 村 名	当日の有権者数	投票者数	投票率 %	投票総数	有効投票	無効投票	費 成	有効投票に対する費成率	反 対	有効投票に対する反対率	廃止存続別	投票日
葉山町	8,501	1,571	18.3	1,571	1,531	40	1,206	78.8	325	21.2	廃止	9月27日
三崎町	10,772	3,228	29.9	3,228	3,145	83	2,034	64.7	1,111	35.3	"	" 21"
三座間町	5,880	2,531	43.0	2,531	2,489	42	2,012	80.8	477	19.2	"	" 5"
寒川町	5,692	3,333	58.6	3,333	3,227	106	2,419	74.9	808	25.1	"	" 29"
大漕和町	9,229	2,716	29.4	2,716	2,661	55	1,814	68.2	847	31.8	"	" 18"
大漕谷町	4,787	2,704	56.5	2,704	2,630	74	2,117	80.5	513	19.5	"	" 18"
大磯町	8,444	2,554	30.2	2,554	2,485	69	1,993	80.2	492	19.8	"	" 25"
二宮町	6,501	1,573	24.2	1,573	1,543	30	1,305	84.6	238	15.4	"	" 25"
国府村	3,044	1,037	34.1	1,037	1,033	4	952	92.2	81	7.8	"	" 25"
大野町	5,559	2,264	40.7	2,264	2,198	66	1,852	84.3	346	15.7	"	" 10"
伊勢原町	3,879	1,978	51.0	1,978	1,949	29	1,646	84.5	303	15.5	"	" 15"
秦野町	8,440	3,368	40.4	3,368	3,322	46	2,735	82.3	587	17.7	"	" 22"
南秦野町	3,973	2,453	61.7	2,453	2,429	24	2,137	87.9	292	12.1	"	" 25"
松田町	3,966	2,313	58.3	2,313	2,276	37	2,067	90.8	209	9.2	"	" 1"
山北町	5,674	3,110	54.8	3,110	3,062	48	2,166	70.7	896	29.3	"	" 15"
南足柄町	3,685	1,610	43.7	1,610	1,580	30	1,081	68.4	499	31.6	"	" 25"
国府津町	4,140	1,481	35.8	1,481	1,433	48	1,096	76.5	337	23.5	"	" 20"
酒匂町	4,062	1,182	29.1	1,182	1,149	33	755	65.7	394	34.3	"	" 20"
真鶴町	3,354	1,433	42.7	1,433	1,413	20	1,150	80.3	263	19.7	"	" 22"
湯河原町	5,290	2,095	39.6	2,095	2,061	34	1,697	84.2	364	15.8	"	" 28"
厚木町	5,847	2,608	44.9	2,608	2,492	116	2,064	82.8	428	17.2	"	" 20"
合 計	120,719	47,142	39.1	47,142	46,108	1,034	36,298	78.7	9,810	21.3	"	" 20"

(備考) 投票総数に対する有効投票率 97.8% 無効投票率 2.2% である

第2編 昭和 戦後(1)

地方公共団体の長の党派別 26.9.1 現在

市郡名	定数	自由	社会	無所属	計	欠員
横浜市	1			1	1	0
川崎市	1			1	1	0
横須賀市	1	1			1	0
平塚市	1			1	1	0
鎌倉市	1			1	1	0
小田原市	1			1	1	0
藤沢市	1	1			1	0
茅ヶ崎市	1	1			1	0
	8	3		5	8	0
三浦郡	5	2		3	5	0
高座郡	10			10	10	0
中郡	25			25	25	0
足柄上郡	17	1		16	17	0
足柄下郡	18			18	18	0
愛甲郡	11			11	11	0
津久井郡	14			14	14	0
計	100	3		97	100	0

準財政需要量と実際の支出に相当の差があるとか、単位費用が安すぎるとかいう問題については、すでに諸新聞に発表されたところであるから再び繰返さないが、各町村の議事録や住民投票に付する理由書にはこの面が大きくとりあげられていることは事実である。かくして本県では各町村議会において慎重な審議検討の結果七月

地方公共団体の議員の党派別

26.9.1 現在

市郡名	定数	自由	民主	社会	共産	諸派	無所属	計	欠
横浜市	64	23	16	10		横浜市政 団支会15		64	0
川崎市	48	23	3	6			16	48	0
横須賀市	44	14	10	4		16		44	0
平塚市	30	7		2			21	30	0
鎌倉市	36	1			2	32		35	1
小田原市	25	5		1			30	36	0
藤沢市	36	18		4	1		13	36	0
茅ヶ崎市	30			2			28	30	0
	324	91	29	29	3	63	108	323	1
三浦郡	120	19	1	7	1	22	70	120	0
高座郡	234			6	1		227	234	0
中郡	438	2		2			432	436	2
足柄上郡	288	3		3	2		280	288	0
足柄下郡	318	1	1	4	5		304	315	3
愛甲郡	218	3		1	1		213	218	0
津久井郡	240	4					236	240	0
計	1,856	32	2	23	10	22	1,762	1,851	5

三日松田町の廃止議決を始めとして「町村民全体の公正妥当な」住民投票によつて二ヶ町村一七署の廃止が決定し一〇月一日をもつて国警に切替えられたのである。

全国的にみて国警に編入と決定した警察署数は実に一、〇二六の多きに達し、住民投票の結果存置と決定したのはわずかに四ヶ町村に過ぎない。各町村の住民投票の結果は別表の通りであるが、投票に關して四月選挙に比べ著しく低率であることは住民の警察制度に對する関心の薄さを示すのであるが、しかし我々としては投票率の如何は第二の問題として賛成（七八・八％）反対（二一・三％）の比率をより注目すべきであらう。

（比々多村役場「庶務書類」〔昭和二十六年〕伊勢原市役所蔵）

第二節 市町村行政

三〇三 民主自治発展協議懇談会要綱

民主自治発展協議懇談会要綱

足柄下地方事務所

趣旨

民主自治を發展完成するには其の基部組織である部落会町内会の自主的活動に俟たなければならぬ

そこで其の運営活動の良好な町村を選んで各階層の座談会を開催して之れを民主自治の指針とし結果を各町村に對し推進發展を促したいと思ふ次第である

一 参会者（貳拾名内外）

- 1 部落会、町内会長（十人内外）
- 2 各種団体長又は幹部十人内外
- 3 町当局関係者及地方事務所係官
- 4 新聞記者

二 会期及会場

- | | | |
|-------|----------|--------|
| 七月十七日 | 自午後一時至三時 | 湯河原町役場 |
| 七月廿日 | 全 | 国府津町役場 |
| 七月廿四日 | 全 | 仙石原村役場 |

三 會議事項

- 1 食糧緊急対策と供出
- 2 金融緊急措置と国民貯蓄
- 3 常会の運営と部落会町内会の自治的活動

四 其他

- 1 会場の設備は地元町村に於て斡旋すること
（仙石原村役場「庶務書類」〔昭和二十一年〕箱根町役場蔵）

二〇三 町村庶務主任会議開催の件通知

昭和二十一年八月三日

足柄下地方事務所長(印)

各町村長殿

庶務主任会議開催の件

左記要綱に依り町村庶務主任会議を開催しますから主任者を出席せしめられたい。

記

一 趣旨

町村自治の振興は新日本建設の礎石として極めて緊要で殊に自治の運営上庶務主任の担任して居る事務は複雑多岐に亘り従つて研究を要する事項も頗る多様である故に不断の熱意と誠実を以て努力すべきである

二 日時 八月十四日午後七時

三 場所 湯本町役場会議室

四 会議事項

1 町村自治の運営刷新に就て

2 町村常会及部落町内常会の運営と婦人会の活躍に就て

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

二〇四 民主自治発展協議懇談会開催の件通知

号外

昭和二十一年九月六日

仙石原村役場(印)

勝俣要吉殿

民主自治発展協議懇談会開催ノ件

延期トナツテ居リマシタ標記ノ件左記ノ通り開催致ス事ニ決定致シマシタカラ御多忙ノ折デスガ努メテ御出席願ヒマス

記

一 日時 九月九日 自午後一時

至午後三時

二 場所 仙石原村役場

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

二〇五 特別市制に関する件報告

特別市制に関する県民への報告

「特別市制」の問題に就ては曩に十一月十二日地方制度調査会第二部会に於て五大都市当局の用意せる「独立市制」案を殆ど其のまゝ

第2章 地方行政改革

採択したるに對し反對の聲強く同月二十七日の調査會總會は「特別市制」に就ては府県と市との融和を計る様政府に於て善処せられ度いとの附帶決議を可決したる外内務當局より「獨立市制」を法規化する場合は特別法に依ると一般法に依るとを問はず府県の分合を實施する時は新憲法第九十五條に該當すべき旨極めて明快なる言明ありたる為本問題は神奈川県に關する限り二百萬國民の諒解なくしては實現不可能なるを確めたるを以て県は一応獨立市制反對の運動を停止し此の際全國民は融和して専ら國家の復興再建に邁進致し度きものと考へ其の線に沿ひ國民各位にも御諒解を得て參つた積りであります。

然るに市側に於ては県の沈黙を奇貨とし其の後も陰に陽に獨立分離の猛運動を續けて居りますことは新聞紙上にも散見する通りであります。一方前記地方制度調査會は去十二月十一日第五回總會に於て特別市制に關し更に小委員會を設置することとなり十名の委員は會長に依り指名され其の顔触に就ては必ずしも我々より反對の理由はなかつたのであります。

併し乍ら其の後同小委員會の活動狀況を見るに過日毎日新聞紙上に報道されました通り五大府県市の代表者を府県毎に招致して意見を質し更に其の妥協方を懇望したのであります。

私共は此の問題は既に八十余名よりなる總會に於て部會の決議に對し不満足の意を表し附帶決議を以て政府に善処方を要望したのでありますから此の小委員會が既に一応決定済の問題をむしろ返すことは如何なものかと考へられるが本月二十四日僅に二十四時間の予告で知事と県會議長が県の代表として此の小委員會に呼び出されて見ますと小委員會は十名の委員中出席者は委員長の外僅に二名で其処には前横浜市長及市長代理、横浜市會議長及一市會議員の外多数の市關係者が見へましたが前市長や一市會議員が私共と同列で堂々と意見を開陳する光景を見て全く阿然たらざるを得なかつたのであります。殊に現在横浜市の代表者とも思はれないそして政治運動は慎むべき辭職後の半井前市長が委員長に對し此の問題は是非本年中（残す所は僅一週間です）に何とかして呉れと要求して居りましたことは如何に民論を無視し獨立市制を遮二無二強行せんとするかの市側の動向を察知するに余りあるものがあつたのであります。委員長からは個人的意見として私共に県市間融和に尽力せられ度旨申出があつたのであります。私にしても県會議長にしても此の問題に就ては既に神奈川県内六市の外百余の全町村長の明確なる反對決議ありたる次第なれば我々の一存にては如何とも致し難き旨答へて意見を終つたのであります。